

高岡市DV対策基本計画（第3次）

（配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画）

～被害者の立場に立った支援と
暴力を生み出さない社会の実現に向けて～

令和4年3月

高岡市

はじめに

配偶者等からの暴力（DV）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。DVは、外部から発見が困難なことから潜在化・深刻化しやすく、子どもにも深い傷を負わせるなど様々な影響を及ぼすものであり、社会全体で取り組まなければならない大きな課題です。

本市においては、平成24年2月に策定した「高岡市DV対策基本計画」に基づき、平成24年4月には男女平等推進センターに「配偶者暴力相談支援センター」を設置し、関係機関とも連携を図りながら総合的な被害者支援に取り組んできました。

また、平成29年2月には「高岡市DV対策基本計画（第2次）」を策定し、DV予防啓発講座の実施やDV被害者の相談、支援等の取り組みを進めてまいりました。

このたび、社会情勢の変化やこれまでの取り組みの成果や課題等を踏まえ、DVの防止、被害者の立場に立った支援の充実を図るため、高岡市男女平等推進市民委員会でのご審議を経て、「高岡市DV対策基本計画（第3次）」〔令和4年度～8年度〕を策定いたしました。

本計画では、被害者の立場に立った支援と暴力を生み出さない社会の実現に向けて、「暴力を生み出さない意識づくりの推進」「身近で安心して相談できる体制の充実」「被害者の自立を支援する体制の強化」「暴力を許さない高岡ネットワーク」の4つの基本目標を柱に、DVはどんな理由があっても決して許されないという認識で、各般の施策に総合的に取り組むこととしています。

引き続き、「暴力を生み出さない社会」を目指し、関係機関や民間支援団体との連携をより一層強化し、本計画に基づき施策を着実に展開してまいりますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

計画策定にあたり、ご尽力いただきました高岡市男女平等推進市民委員会の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見・ご提言をいただいた多くの皆様に心から感謝申し上げます。

令和4年3月

高岡市長



角田悠紀

目次

第1章 基本計画の策定にあたって

| | | |
|---|------------|---|
| 1 | 計画策定の趣旨 | 1 |
| 2 | 計画の背景 | 2 |
| 3 | 計画の位置付け | 3 |
| 4 | 計画の基本的な考え方 | 4 |
| 5 | 計画の期間 | 4 |

第2章 DVの現状と課題

| | | |
|---|---------------|----|
| 1 | 配偶者等からの被害経験状況 | 5 |
| 2 | 相談の状況 | 6 |
| 3 | DVに関する認知度 | 9 |
| 4 | 高岡市DV対策の現状と課題 | 12 |
| 5 | 重点的に取り組む事業 | 13 |

第3章 DV対策の内容

| | | |
|-----|--------------|----|
| 1 | 施策の体系 | 15 |
| 2 | DV対策の具体的取り組み | 16 |
| (1) | 基本目標Ⅰ | 16 |
| (2) | 基本目標Ⅱ | 18 |
| (3) | 基本目標Ⅲ | 25 |
| (4) | 基本目標Ⅳ | 28 |

参考資料

| | | |
|---|--|----|
| ○ | DV被害者支援の流れ（フローチャート） | 32 |
| ○ | 高岡市男女平等推進センター(配偶者暴力相談支援センター)の機能 | 33 |
| ○ | DV関係機関一覧 | 34 |
| ○ | 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 | 35 |
| ○ | 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する 基本的な方針（概要） | 49 |
| ○ | 計画策定までの経緯 | 56 |
| ○ | 高岡市男女平等推進市民委員会委員名簿 | 57 |



第1章 基本計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

配偶者等からの暴力^{※1}（ドメスティック・バイオレンス＝以下「DV」という。）は、決して許されるものではなく、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。DVは、家庭内で行われることが多いことから潜在化しやすく、周囲も気が付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。DVは被害者やその子どもの心身に深い傷を残します。また、被害者は多くの場合女性であり、その背景には、固定的な性別役割分担意識や被害者の経済的自立を困難にする社会的・構造的な問題があると言われていています。

男女共同参画社会の実現に向けて個人の人権を尊重し、引き続き暴力の根絶に重点的に取り組む必要があります。

本市では、平成24年2月に「高岡市DV対策基本計画」を、平成29年2月には第2次計画を策定し、これらの計画に基づき関係機関と連携を図りながら、DV防止の啓発や被害者からの相談、自立支援などの総合的な施策の推進に取り組んできたところです。本計画は、このたび、第2次計画の計画期間が令和4年3月に満了することに伴い、引き続き相談体制の充実や配偶者等からの暴力防止と被害者の自立支援等に対する取り組みをさらに進めるため、「高岡市DV対策基本計画（第3次）」として新たに策定するものです。策定にあたっては国、県の取り組みや高岡市総合計画、関連計画との整合性を図り、様々な関係機関と連携・協力のもと、施策の推進を図ります。

※1 配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）

- ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下、「DV防止法」という。）が定める「配偶者からの暴力」とは、配偶者、事実上婚姻関係と同様の事情にある者、生活の本拠を共にする交際相手及び暴力を受けた後に離婚（事実上離婚したと同様の事情に入ることも含む。）をした当該配偶者、生活の本拠を共にする関係を解消後の元交際相手からの暴力を言いますが、この計画においては、配偶者に加え、恋人や交際相手など配偶者以外の親密なパートナーからの暴力も含め、「配偶者等からの暴力」とします。
- ・ドメスティック・バイオレンス（Domestic Violence, DV）は直訳すると、「家庭内暴力」となりますが、この計画においては、身体的暴力（平手でうつ・足でける）だけでなく、精神的暴力（人格を否定するような暴言を吐く・無視する）や性的暴力（性的行為を強要する・避妊に協力しない）、経済的暴力（生活費を渡さない・仕事に就くことを許さない）なども含みます。



2 計画の背景

国・県の動き

国においては、平成13年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）を制定し、DVに関する通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備しました。

その後の平成19年の改正では、保護命令の対象を身体的暴力から生命等に対する脅迫まで拡充、接近禁止命令の被害者の親族等への拡充、裁判所が無言電話等の禁止命令も発することができるなど、被害者支援の充実が図られました。

また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」の策定及び配偶者暴力相談支援センター^{※2}の設置が、市町村の努力義務とされました。

平成25年7月の改正では、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、DV防止法の適用対象となりました。

令和元年6月には、「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、その中でDV防止法も改正され、児童虐待と密接な関係があるとされるDVの被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が追加されました。

富山県においては、平成18年3月に策定した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（富山県DV対策基本計画）」に基づき、配偶者暴力相談支援センターである富山県女性相談センターを中心として、関係機関と連携しながら、DVの相談、保護等の支援を積極的に進めてきました。

また、平成21年3月には第2次計画を、平成28年3月には第3次計画を、令和3年3月には第4次計画を新たに策定し、安全な保護体制の整備、若年層に対する予防啓発や関係機関との連携強化などに取り組んでいます。

※2 配偶者暴力相談支援センター

- ・DV防止法第3条第1項・第2項に掲げる被害者支援の中心的な役割を担う機関であり、都道府県が設置する婦人相談所または都道府県・市町村が設置する適切な施設において、配偶者からの暴力の防止や被害者保護のための業務を行います。
- ・DV防止法第3条第3項に掲げる相談・カウンセリング・情報提供・連絡調整・保護命令申立ての支援等を行います。



高岡市の取り組み

本市においては、平成17年11月に制定した高岡市男女平等推進条例第7条において、性別による権利侵害の禁止等を明記するとともに、平成20年1月に策定した「高岡市男女平等推進プラン」の基本目標Ⅲ「男女が個人として尊重され、能力が発揮できる環境の整備」に重点課題9「あらゆる暴力的行為や虐待の根絶」として掲げ、配偶者等からの暴力の被害者への支援や暴力防止に取り組んできました。

平成16年4月に開館した男女平等推進センターでは、相談室を設け、DVやセクシュアル・ハラスメントに関する相談体制を充実するとともに、市民等との連携・協力による普及・啓発事業の実施、関係機関や民間支援団体との連携の強化などに取り組んできました。

平成24年2月に策定した高岡市DV対策基本計画に基づき、平成24年4月に男女平等推進センターに「配偶者暴力相談支援センター」の機能を設置し、平成29年2月には新たに第2次基本計画を策定し、DV予防啓発や相談から自立的に被害者の立場に立った切れ目のない支援に取り組んでいます。

3 計画の位置付け

- (1) この計画は、DV防止法第2条の3第3項の「市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（市町村基本計画）」に基づく基本計画です。
- (2) DV防止法第2条の2第1項に基づき、国が定める「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）」に即し、同法第2条の3第1項に基づく「富山県DV対策基本計画」の内容を勘案して策定するものです。
- (3) この計画は、本市のDVに関する施策を推進する指針とするものであり、「高岡市総合計画」と整合性を図りながら、この計画と同時に策定する「高岡市男女平等推進プラン（第2次）」の基本目標Ⅲ、重点課題8、施策の方向（1）「配偶者等からの暴力の防止」に関する詳しい取り組み内容について定めるものです。



4 計画の基本的な考え方

- (1) DVはどんな理由があっても、決して許されないという認識に立つこと
- (2) DVの特徴や被害の実態を客観的に理解し、DVを生み出さない対策から、被害者の立場に立った切れ目のない支援に努めること
- (3) 本市の課題に即した取り組みの推進
- (4) 国・県、市町村等の関係機関及び民間支援団体等との連携強化を図ること

5 計画の期間

本計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

なお、計画期間中であっても、法改正その他の情勢の変化があった場合には、必要に応じて、計画内容を見直します。

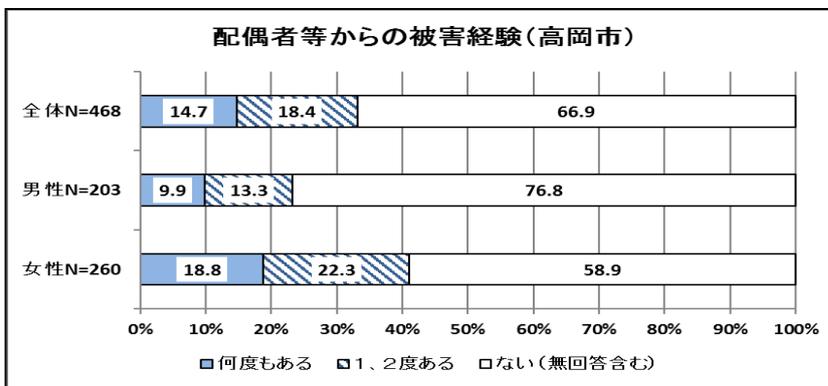


第2章 DVの現状と課題

1 配偶者等からの被害経験状況

(1) DV被害経験の状況

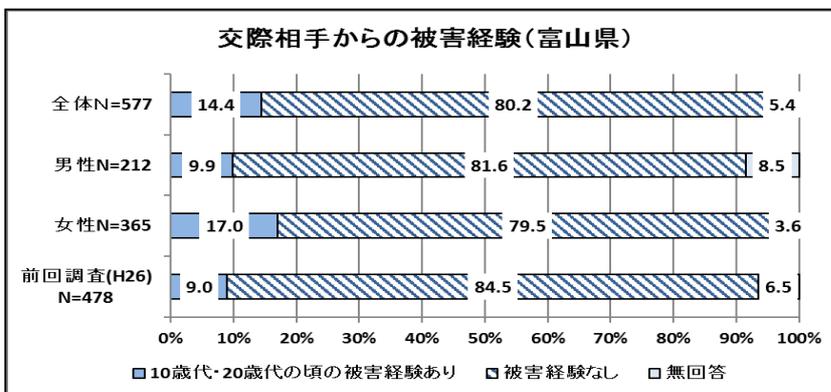
高岡市が令和3年度に実施した「高岡市男女平等・共同参画に関する意識実態調査」(以下、意識実態調査)では、これまでに夫や妻、パートナー、恋人との間で、「身体的暴力」「精神的暴力」「性的暴力」「経済的暴力」のいずれかについて「何度もされた」あるいは「1、2度された」との回答は、33.1%(男性23.2%、女性41.1%)となっています。平成27年度意識実態調査結果の28%(男性18.2%、女性37.1%)と比較すると男女ともに増加しています。



○資料：令和3年度「高岡市男女平等・共同参画に関する意識実態調査」

(2) 交際相手からの暴力(デートDV)被害経験の状況

富山県が令和元年度に実施した「男女間における暴力に関する調査」(以下、富山県調査)では、10歳代から20歳代の頃に、恋人との間で、「身体的暴力」「心理的攻撃」「性的強要」「経済的圧迫」のいずれかについて「被害経験がある」との回答は、14.4%(男性9.9%、女性17%)となっています。平成26年度の調査結果の9%(男性5.6%、女性11.8%)と比較すると男女ともに増加しています。



○資料：富山県令和元年度「男女間における暴力に関する調査」



2 相談の状況

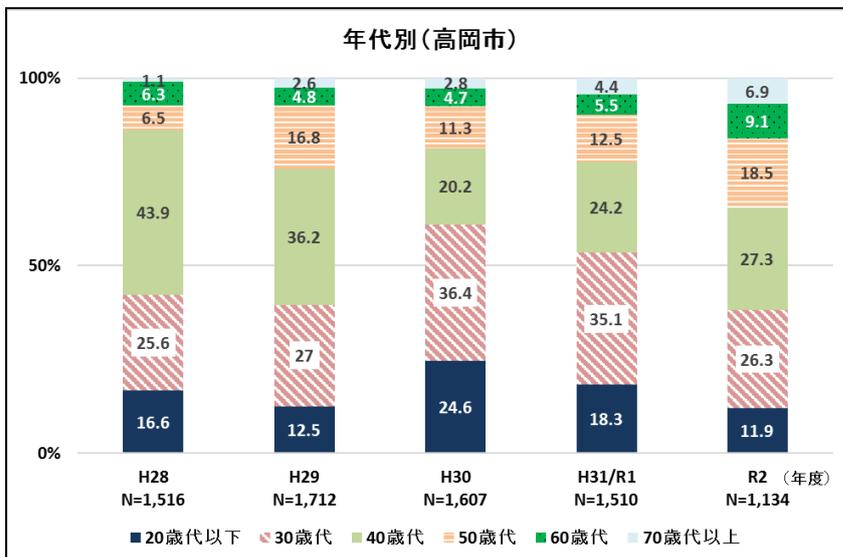
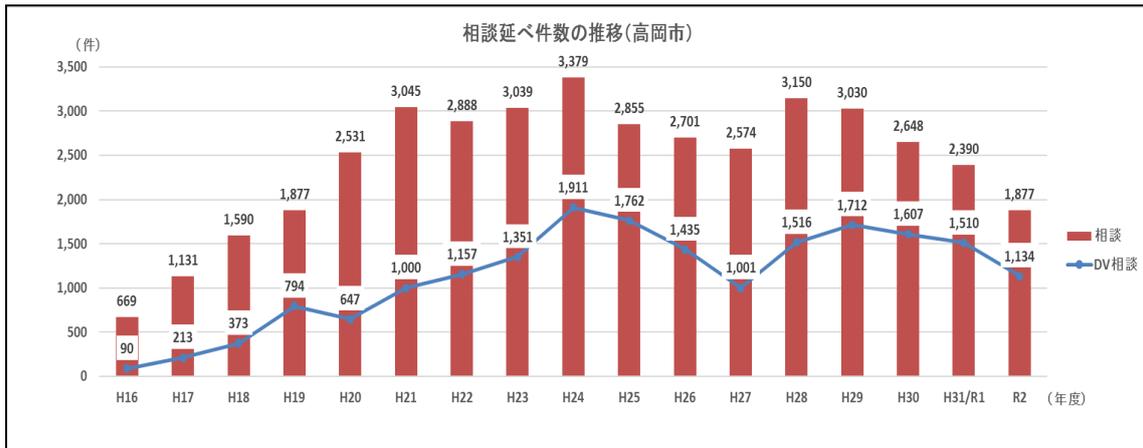
(1) 相談件数

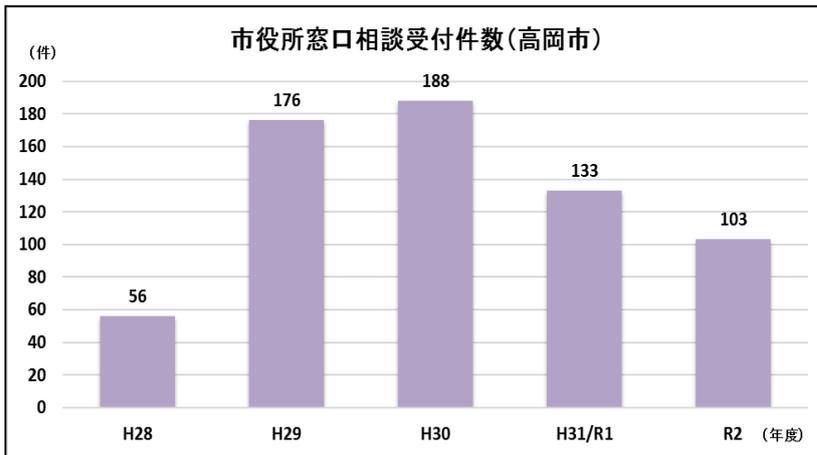
高岡市男女平等推進センターの相談室は、平成16年4月に開設し、悩みごと相談として専任の相談員が、電話相談と面接相談を行ってきました。

全相談件数は、平成16年度の669件から平成24年度の3,379件をピークに増加傾向にありましたが、その後は減少傾向に転じ、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、ピーク時の6割程度となりました。DVの相談件数についても平成24年度の1,911件をピークに増加傾向にありましたが、その後は減少傾向となっています。しかし、全相談件数に占めるDV相談は、平成30年度以降、6割を超えています。

DV相談の相談者の年代は、30代、40代が5割以上となっており、70歳代以上の相談は平成28年度の約1%から令和2年度は約7%と年々増加しています。若年層から高齢者まで幅広い年齢層からの相談が増えています。

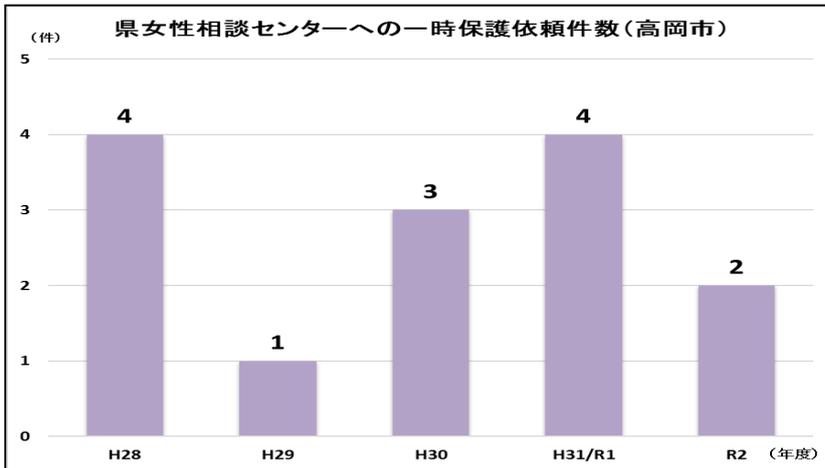
また、男女平等推進センターだけではなく、市役所の窓口でのDVに関する相談は、令和2年度は103件と依然として多くの相談があり、センターだけではなく、市役所全体で被害者に対し適切に対応することが重要です。





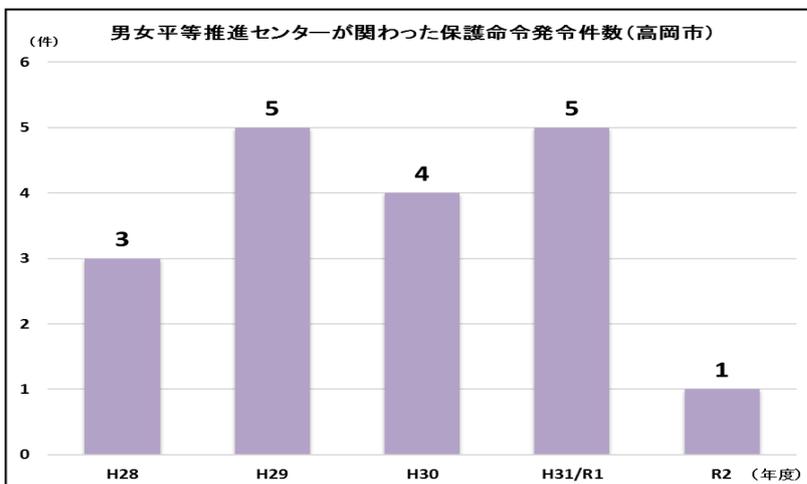
(2) 一時保護の状況

高岡市では、富山県女性相談センターへ一時保護を依頼し、被害者の安全確保を行っています。



(3) 保護命令の状況

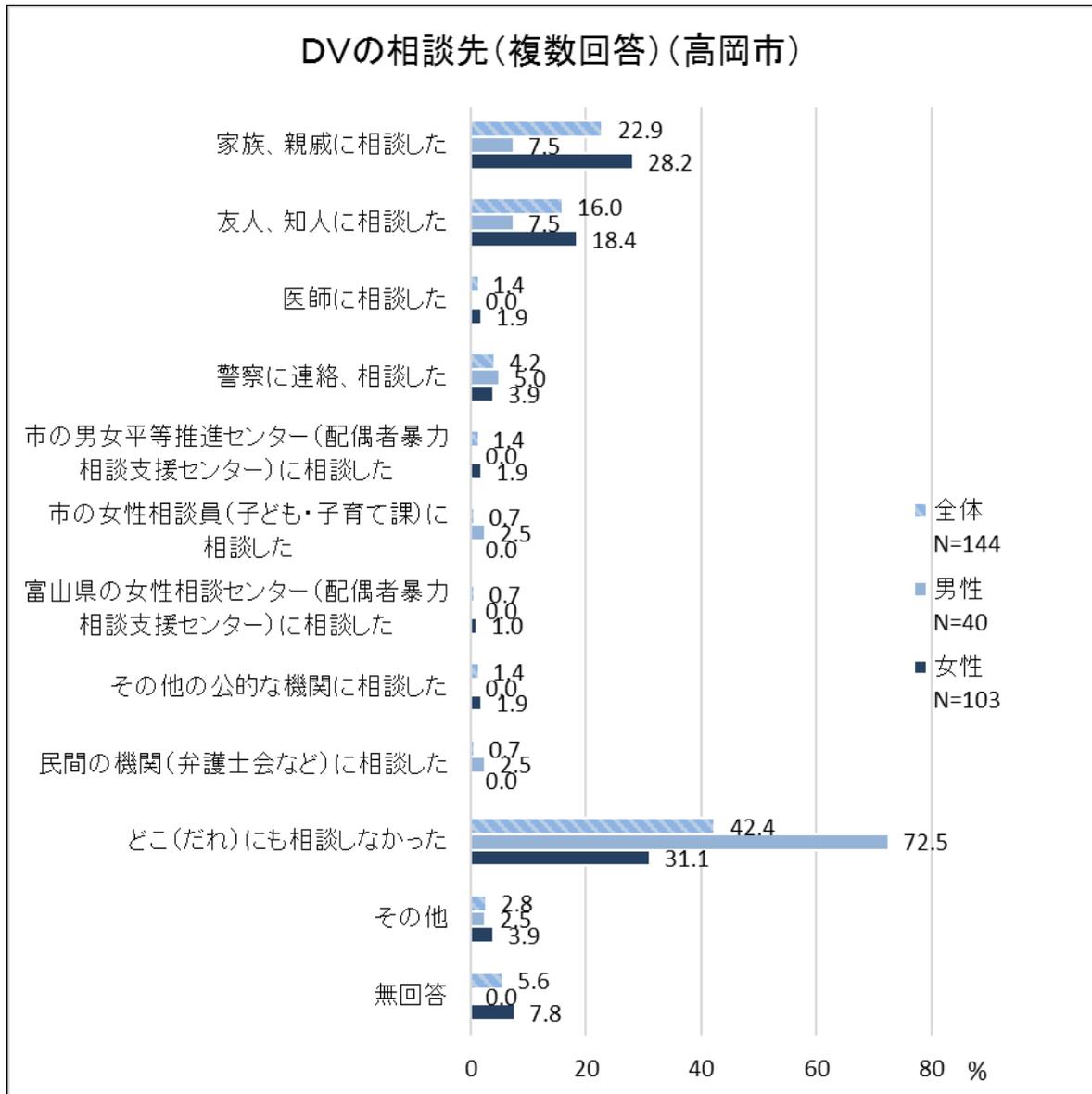
DVにより被害者の生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、裁判所が被害者からの申立てにより、加害者に対して被害者への接近禁止等を命令します。





(4) 相談先

令和3年度に実施した意識実態調査では、DV被害にあった時の相談先は、「家族・親戚」が22.9%（男性7.5%、女性28.2%）「友人・知人」が16%（男性7.5%、女性18.4%）となっています。一方で、「どこ（だれ）にも相談しなかった」との回答は42.4%（男性72.5%、女性31.1%）となっており、平成27年度調査結果の52.9%（男性63%、女性48.9%）と比較すると減少はしたものの、依然として全体の4割以上が「どこ（だれ）にも相談しなかった」と回答しています。また、女性に比べ男性の方が相談に結び付きにくい傾向があることがわかります。



【回答者がなかった選択肢】

- ・ 県民共生センター・サンフォルテ相談室に相談した
- ・ 人権擁護委員や民生委員に相談した

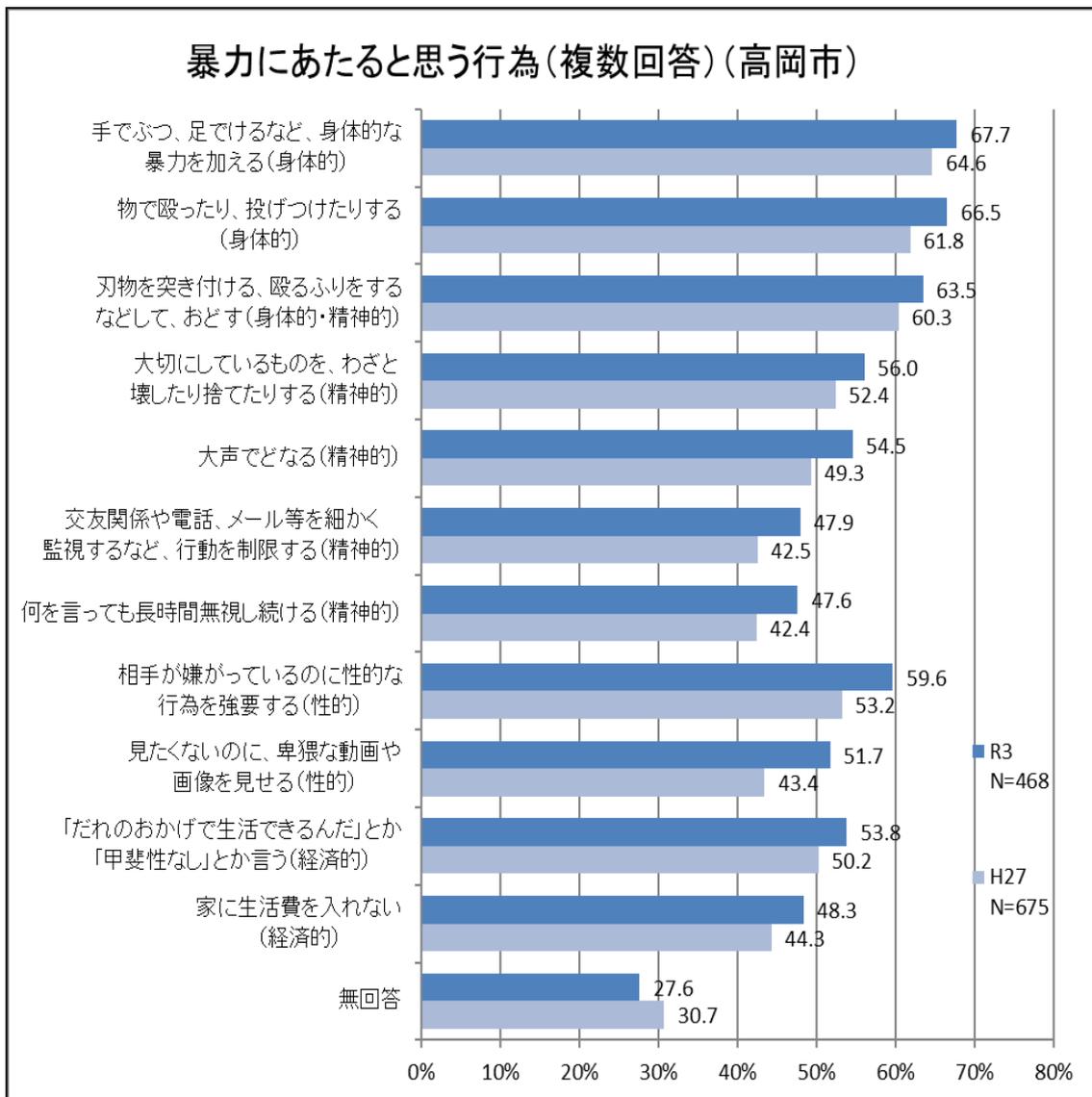
○資料：令和3年度「高岡市男女平等・共同参画に関する意識実態調査」



3 DVに関する認知度

(1) 夫婦間の暴力についての認識

令和3年度に実施した意識実態調査では、夫婦間等で行われた場合に暴力にあたると思う行為について、平成27年度に実施した意識実態調査と比較すると11の全行為において暴力と認識する割合は高くなっており、身体的暴力をDVと認識する割合は6割を超えています。一方で、精神的暴力や性的暴力、経済的暴力をDVと認識する割合は5割程度と身体的暴力より低くなっています。

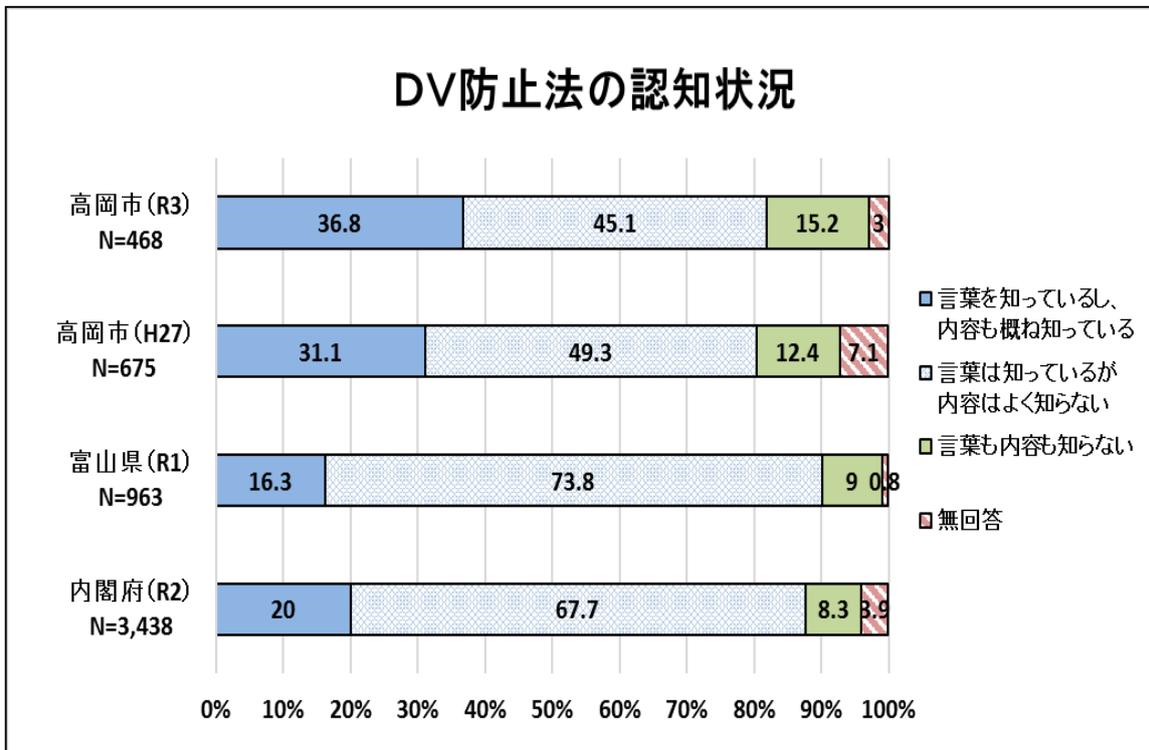


○資料：令和3年度「高岡市男女平等・共同参画に関する意識実態調査」



(2) DV防止法の認知状況

令和3年度に実施した意識実態調査では、DV防止法の認知度は、「言葉は知っているが内容はよく知らない」との回答が全体の45.1%と最も多く、次いで「言葉を知っているし、内容も概ね知っている」が36.8%、反対に「言葉も内容も知らない」が15.2%となっています。平成27年度に実施した意識実態調査と比較すると、言葉を知っていると回答した割合に大きな変化は見られません。(富山県、内閣府調査は「法律があることも、その内容も知っている」「法律があることは知っているが、内容はよく知らない」「法律があることも、その内容も知らない」を取りまとめたもの)



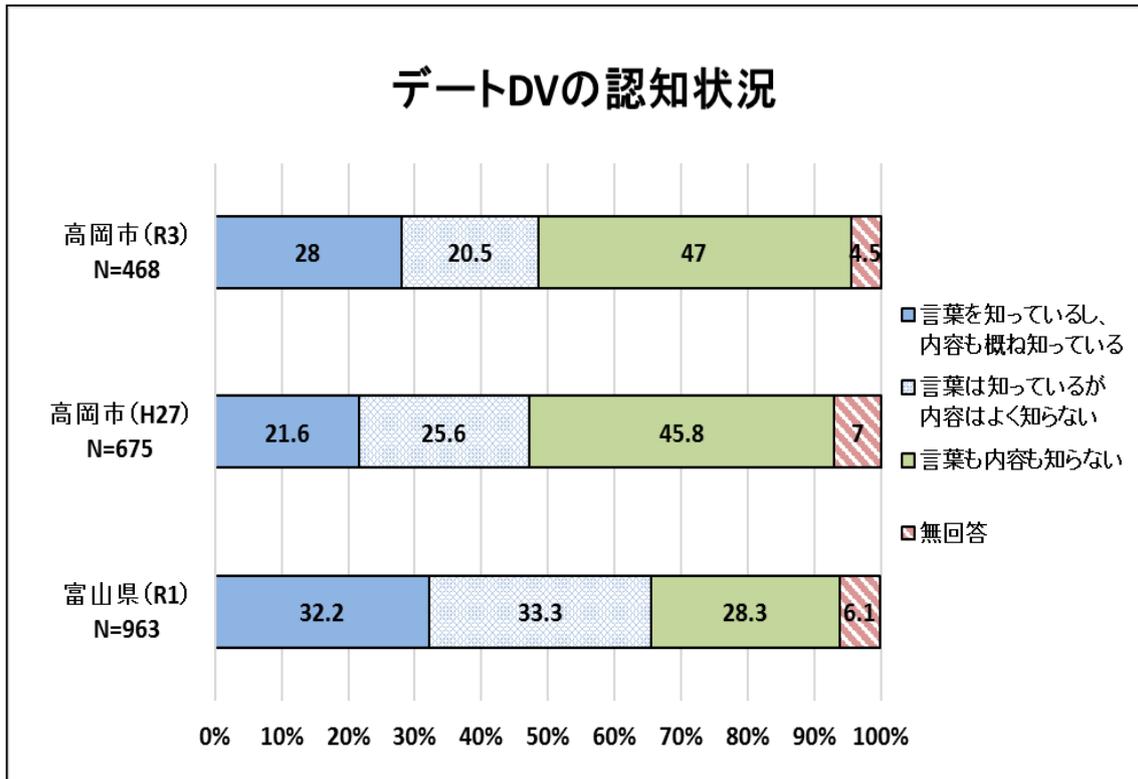
○資料：令和3年度「高岡市男女平等・共同参画に関する意識実態調査」
 富山県令和元年度「男女間における暴力に関する調査」
 内閣府令和2年度「男女間における暴力に関する調査」



(3) デートDVの認知状況

令和3年度に実施した意識実態調査では、デートDV^{※3}の認知度は、「言葉も内容も知らない」との回答が全体の47%と最も多く、次いで「言葉を知っているし、内容も概ね知っている」が28%、「言葉は知っているが、内容はよく知らない」が20.5%となっています。平成27年度実施の意識実態調査と比較すると、「言葉も知っているし、内容も概ね知っている」は増加していますが、「言葉は知っているが、内容はよく知らない」は減少しており、「言葉も内容も知らない」に大きな変化は見られない状況となっています。(富山県調査は「言葉もその内容も知っている」「言葉があることは知っているが、内容はよく知らない」「言葉があることを知らなかった」を取りまとめたもの)

※3 デートDV=恋人間で起こるDVのこと。



○資料：令和3年度「高岡市男女平等・共同参画に関する意識実態調査」
富山県令和元年度「男女間における暴力に関する調査」



4 高岡市DV対策の現状と課題

本市では、高岡市DV対策基本計画（第2次）（平成29年度～令和3年度）を策定し、暴力を生み出さない社会を目指して、DVはどんな理由があっても決して許されないという認識で、DV予防啓発や相談から自立まで被害者の立場に立った切れ目のない支援に取り組んできました。

（1）これまでの主な取り組み

- ・暴力を許さない意識づくりを推進するために、若い世代への啓発に向けて、DV被害者支援グループ等市民と男女平等推進センターが協力し、中学生へのデートDV等予防啓発講座を実施してきました。また、より一層の予防啓発を図るため、市内の全小学6年生、中学1年生、高校1年生に暴力予防啓発リーフレットや、デートDV予防啓発リーフレットを配布しています。

- ・男女平等推進センター相談室では、専任の相談員による電話・面接相談や、女性弁護士による無料法律相談を実施してきました。被害者の緊急時における安全の確保のため、市内のホテル等を被害者の一時避難先として提供しており、また、一時保護につなぐ対応や保護命令申立ての手続きの支援、警察や裁判所など関係機関への同行支援や自立支援も行ってきました。

平成24年4月には、男女平等推進センターに配偶者暴力相談支援センター機能を持たせ、被害者の支援について関係機関と調整を図り、総合的に支援を行うよう取り組んでおり、また、身近な相談先として認識されるように相談室の周知も行っています。

- ・市内全体で被害者に対し適切に対応する能力の向上を図るため、「DV被害者対応マニュアル」の作成・配布や、職員に対する研修を実施しています。また、連携の強化を図るため、高岡市DV対策関係機関連絡会や市内DV対策関係課会議を毎年開催しています。

- ・民間支援団体が、それぞれの活動を活かして生活資金の無利子貸出や生活用品の提供、講演会を開催するなどの啓発活動を行っています。



(2) 課題

相談室に寄せられる相談内容は年々複雑化・多様化しており、いくつもの困難を抱えている被害者や、深刻化してから相談室につながる被害者もあり、長期的な支援が必要になる場合もあります。

DVに対する正しい理解を促進し、DVを生み出さないための予防・啓発に重点的に取り組むことが大切であり、被害が深刻化する前に相談機関につながるよう、男女平等推進センターが身近な相談機関であると一層周知を図る必要があります。

市役所の関係部署や関係機関、市民や民間支援団体とこれまで以上の連携が重要であり、総合的に施策の推進を図ることが必要です。さらに、DV対策に関わる職員の資質向上のため、研修の受講や連絡会議の参加などにより、最新の情報や傾向、知識を得ることが大切です。

5 重点的に取り組む事業

本市のDV施策の現状と課題、相談状況、民間支援団体など市民の皆様からの意見を踏まえ、次の課題について重点的に取り組むこととします。

● DVに関する正しい理解の促進

DVは身近にある重大な人権侵害であり、「身体的暴力」だけでなく、「精神的暴力」、「性的暴力」、「経済的暴力」も含まれ、被害者の心身の健康に深刻かつ長期的な影響を与えることを、幅広い年齢層を対象に意識啓発を行います。

● 若い世代へのDV予防啓発の推進

デートDV防止や将来のDV防止のためには、若い世代が人権尊重と暴力は絶対に許されないという意識を高める機会を積極的に提供することが有用であることから、小・中・高校生や教育・保育関係者への啓発を図り、DVの未然防止に努めます。

● 配偶者暴力相談支援センター機能と相談窓口の充実

- ・配偶者暴力相談支援センターでもある高岡市男女平等推進センターが「身近で安心して相談できる機関」と認識されるよう、市民や地域での支援者等へ周知します。
- ・被害者に対し総合的に支援を行えるよう、DV対策関係課や関係機関との連携を強化し、配偶者暴力相談支援センター機能の充実を図ります。
- ・男性や性的少数者等の多様な被害者に配慮した相談体制を整備します。



- **緊急時の安全確保**

- ・ 緊急に避難を必要とする被害者等が安全に一時保護されるまでの緊急避難場所を提供し、更なる安全の確保を図ります。
- ・ 被害者も支援者も安心して男女平等推進センターに相談できるよう体制を整備します。
- ・ 緊急時に迅速に対応できるよう警察、富山県女性相談センター、児童相談所等関係機関との連携を強化します。

- **被害者支援の充実**

- ・ DV対策関係課共通の相談シートの活用と周知を徹底し、被害者の負担軽減に努めます。
- ・ 医療機関への同行や被害者への個別カウンセリング、心の回復に向けた講座の実施など被害者支援の充実を図ります。

- **関係機関、民間支援団体等との連携・協力**

- ・ 被害者への適切な支援を行うため、関係機関や民間支援団体との連携・協力や活動支援を行います。



第3章 DV対策の内容

1 施策の体系

| 基本目標 | 施策目標 |
|----------------------|---------------------------|
| I 暴力を生み出さない意識づくりの推進 | 1 市民への啓発活動の推進★ |
| | 2 若い世代への啓発★ |
| II 身近で安心して相談できる体制の充実 | 3 配偶者暴力相談支援センター機能の充実★ |
| | 4 相談体制の充実★ |
| | 5 DV対策に関わる職員の資質向上 |
| | 6 早期発見のための関係者への周知 |
| | 7 高齢者・障がい者・外国人等への支援の充実 |
| | 8 緊急時の安全確保★ |
| | 9 被害者等に関する情報保護 |
| III 被害者の自立を支援する体制の強化 | 10 被害者に対する適切な情報提供及び支援の充実★ |
| | 11 生活再建に向けた支援 |
| | 12 子どもに対する支援 |
| | 13 心身の健康回復に向けた支援★ |
| IV 暴力を許さない高岡ネットワーク | 14 計画の推進・関係機関の連携協力体制の強化 |
| | 15 民間支援団体との連携強化、支援★ |
| | 16 苦情に対する適切な対応 |

★は、重点的な取り組み



2 DV対策の具体的取り組み

基本目標Ⅰ 暴力を生み出さない意識づくりの推進

暴力を生み出さない意識づくりを推進するために、暴力はどのような理由があっても許されず、暴力を使っても問題解決はせず、暴力によるさまざまな悪影響があることを啓発することが必要です。DV被害者の中には、加害者への恐怖感などから支援を求められない人や、自分が被害者であると気が付かないまま暴力を受け続けている人がいます。身体的暴力だけではなく、精神的、性的、経済的暴力もDVとなるなど、DVに関する理解と相談窓口の周知を一体的に情報提供することが求められています。また、男性については、女性に比べ相談に結び付きにくい傾向があることから、男性への適切な情報提供を行い、意識啓発を推進していくことも必要です。

市民一人ひとりが人権意識を高め、暴力を生み出さないという意識を社会全体で共有するため、DVは身近にある重大な人権侵害であり、DVに対する正しい理解と認識を深める取り組みが必要です。

DVの加害者と被害者を生み出さないためには、早い段階から、人間関係のあり方やコミュニケーション方法、男女平等・共同参画についての正しい知識を身につける教育を幼少期から成長段階に応じて、家庭、地域、保育所・幼稚園、学校、生涯学習の場などでより一層充実していく必要があります。

《施策目標1》 市民への啓発活動の推進★

DV予防啓発講座や「女性に対する暴力をなくす運動」等で積極的に予防啓発に努めてきました。

しかし、令和3年度に実施した意識実態調査では、精神的、性的、経済的暴力は身体的暴力に比べ「暴力である」という認識が低いなど、DVに関する市民の理解は十分とは言えません。

市民一人ひとりが、DVをより身近な問題として考え、被害者にも加害者にも傍観者にもならないために、パンフレットの配布など直接市民の手元へ届く啓発のほか、講座や講演会等を継続して行います。

| 取組番号 | 取組 | 内容 | 担当部署等 |
|------|-------------|---|---------------------------|
| 1 | DV予防啓発講座の実施 | DVの特徴や影響など正しい理解を深めていくための講座を働く場や地域などで実施します。 | 男女平等・共同参画課、 男女平等推進センター |
| 2 | DV予防啓発活動 | <ul style="list-style-type: none"> 性別や性的指向等にかかわらず、DVの防止について、研修会等の様々な機会やSNSや市ホームページ、情報誌等の媒体を活用し、幅広い年齢層を対象として意識啓発を実施します。 「女性に対する暴力をなくす運動」の中でパープルリボン運動、関連広報物の配布や展示などを行います。 | 男女平等・共同参画課、 男女平等推進センター |


《施策目標2》 若い世代への啓発★

デートDV防止や将来のDV防止のためには、若い世代が人権尊重と暴力は絶対に許されないという意識を高める機会を積極的に提供することが大変有用です。

高岡市では、小・中・高校生に「暴力予防啓発リーフレット」及び「デートDV予防啓発リーフレット」を配布しています。また、中学1年生を対象とした「デートDV等予防啓発講座」を毎年実施しており、若い世代への意識啓発に取り組んでいます。次世代を担う若者をDVの被害者にも、加害者にも、そして傍観者にもしないために、引き続き若い世代へのDV予防啓発を積極的に進めていきます。

| 取組番号 | 取組 | 内容 | 担当部署等 |
|------|------------------|---|--|
| 3 | 若い世代へのデートDV等予防啓発 | 効率的な実施方法や体制を研究し、伝わりやすい効果的なプログラムにするため内容の改良・更新に努めます。 | 男女平等・共同参画課、 男女平等推進センター |
| 4 | 学校等における教育・啓発 | <ul style="list-style-type: none"> ・中学生に「デートDV等予防啓発講座」を実施し、意識向上に努めます。 ・小学生に「暴力予防啓発リーフレット」を配布し、指導に活用します。 ・中・高校生に「デートDV予防啓発リーフレット」を配布し、指導に活用します。 ・高校生等を対象に出前講座を実施します。 | 男女平等・共同参画課、 男女平等推進センター、 学校教育課 |
| 5 | 教育・保育関係者への啓発 | 若い世代を指導する立場の教育・保育関係者に対し、デートDVや暴力に頼らない問題解決について啓発します。 | 男女平等・共同参画課、 男女平等推進センター、 学校教育課、子ども・子育て課 |



基本目標Ⅱ 身近で安心して相談できる体制の充実

男女平等推進センターに寄せられるDV相談の内容は複雑化・多様化しています。

DVは家庭内で行われることが多く、外部から発見することが困難であり、被害者も加害者からの報復や家庭の事情等さまざまな理由から保護を求めることをためらうことも考えられます。

令和3年度に実施した意識実態調査では、公的機関への相談割合が低く、DVの相談先については、全体の約半数、男性については約7割が「どこ（だれ）にも相談しなかった」と回答しています。また、相談しなかった理由については、多くの方が「相談するほどのことではないと思った」と回答しています。

今後さらに相談窓口について周知するとともに、より身近で気軽に相談できる環境づくりと相談体制の充実が必要です。

《施策目標3》 配偶者暴力相談支援センター機能の充実★

平成24年度に男女平等推進センターに「配偶者暴力相談支援センター」の機能を持たせ、被害者の支援のため、下記の取り組みを行っています。

- ・電話相談・面接相談
- ・被害者支援のための情報提供、同行支援
- ・関係機関や支援活動グループ等との連携・調整
- ・女性弁護士による無料法律相談
- ・保護・支援に関する手続きに必要な書面作成
- ・関係機関との連携強化（高岡市DV対策関係機関連絡会、市内DV対策関係課会議の開催）

近年は、相談室に寄せられる相談が複雑化・多様化している傾向があり、身近で相談しやすく適切で迅速な対応ができる体制を整える必要があります。

| 取組番号 | 取組 | 内容 | 担当部署等 |
|------|--------------------|--|-----------------------|
| 6 | 配偶者暴力相談支援センター機能の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・被害者に対し総合的に支援を行えるよう、幅広い分野にわたる関係機関との連携を強化します。 ・男性や性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）など多様な被害者に配慮した相談体制を整備します。 | 男女平等・共同参画課、男女平等推進センター |


《施策目標4》 相談体制の充実★

被害者を早期に適切な支援に結び付けるためには、被害者にとって安心して相談できる窓口が身近にあることを、あらゆる機会を通じて周知していくことが必要です。また、被害者の生命または身体の安全を守るため、被害者本人の状況と意向に配慮しながら対応することが重要です。

| 取組番号 | 取組 | 内容 | 担当部署等 |
|------|----------------------|--|---|
| 7 | 男女平等推進センター相談室の周知 | <ul style="list-style-type: none"> ・オレンジ相談カード（男女平等推進センター相談室案内カード）を公共施設や商業施設、医療機関等に配置し相談室を周知します。 ・配偶者暴力相談支援センター機能を設置している男女平等推進センターは、身近で安心して相談できる窓口として認識されるよう、市のホームページやSNSなどの媒体や研修会等の様々な機会を活用し、情報発信を実施します。 | 男女平等・共同参画課、男女平等推進センター |
| 8 | 男女平等推進センター相談室の利便性の向上 | 相談しやすい環境を整備するため、メールやSNSを活用した相談の実施について、他自治体や民間団体の取組の調査、情報収集を行います。 | 男女平等・共同参画課、男女平等推進センター |
| 9 | DV対策関係課での相談の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・DV対策関係課窓口での相談者の個人情報への配慮を行うなど利用しやすい相談窓口の環境づくりに取り組みます。 ・職員のDVに関する認識を共有し、DV被害者の早期発見に努めます。 | 納税課、共創まちづくり課、多文化共生室、市民課、社会福祉課、子ども・子育て課、高齢介護課、保険年金課、健康増進課、建築政策課、市民病院、学校教育課 |
| 10 | DV対策関係課との連携強化 | <ul style="list-style-type: none"> ・被害者が何度もDV被害の事情等を説明する負担を軽減するため、関係課共通の「相談共通シート」や、被害者支援を円滑に行うために「手続きチェックシート」を活用します。また、改正点や変更点がないか定期的に見直しを行います。 ・「DV対応マニュアル」に基づき、DV被害者への迅速かつ適切な対応を図ります。 | 男女平等・共同参画課、男女平等推進センター、関係各課 |



《施策目標5》 DV対策に関わる職員の資質向上

相談内容は複雑化・多様化しており、その対応も一様ではないことから、相談員はそれぞれの被害者の立場にたった配慮を行い、適切な情報提供や的確な助言を行うことができる知識の習得や技術の向上を図る必要があります。

また、DV対策関係課がDVの起こる背景やDVの特性を十分に理解し、被害者に対し適切に対応する能力の向上を図るとともに、DVの理解不足から被害者を傷つける言動を行う等の二次的被害^{※4}を防止し、適切な対応を行うために、相談員や市職員等に対し研修を実施することが必要です。

| 取組番号 | 取組 | 内容 | 担当部署等 |
|------|-------------------|---|----------------------------|
| 1 1 | DV対策に関わる職員への研修の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・研修や講座を受講する機会を確保し、相談員等の資質向上に努めます。 ・被害者からの深刻な相談を数多く受ける相談員のバーンアウト^{※5}（燃え尽き）状態や代理受傷^{※6}を防止するため、メンタルヘルスに配慮します。 ・困難事例等について、専門的立場からの助言や指導を受けるスーパービジョン^{※7}（監督学習）を実施します。 | 男女平等・共同参画課、男女平等推進センター、関係各課 |
| 1 2 | 職員研修の充実 | DV対策に関わる職員以外の市職員へもDVに対する正しい理解を深める研修等を実施し、適切な対応をするための資質向上と育成に努めます。 | 男女平等・共同参画課、男女平等推進センター、人事課 |

※4 二次的被害＝配偶者等からの暴力（DV）によって心身ともに傷ついた被害者が、DVの特性や被害者の置かれた立場を理解しない不適切な言動で更に傷つくこと。

※5 バーンアウト＝相談者からの相談によって相談員などの支援者が過度のストレスを感じ、納得のいく解決策が容易に見出せないことから、今まで熱心に行ってきた業務に対し急に意欲を失い、虚無感、虚脱感を感じるようになる症状。

※6 代理受傷＝相談員などの支援者が、被害者からの深刻な被害経験や状況等について話を聞くうちに、自らも被害者と同様の心理状態に陥ること。

※7 スーパービジョン＝相談の事例などにおいて、熟練した指導者が、相談員などに示唆や助言を与えながら行う教育のこと。



《施策目標6》 早期発見のための関係者への周知

被害者の早期発見と相談につなげるため、潜在的な被害者を発見しやすい立場にある民生委員・児童委員、男女共同参画推進員、人権擁護委員等地域支援者、学校、幼稚園・保育所、医療機関等の関係者へのDVに対する正しい理解や相談窓口、配偶者暴力相談支援センターまたは警察への通報の重要性について広く周知することが大切です。被害者の早期発見に努め、被害者に対し適切な支援情報を提供することや、二次的被害を防止するため、富山県「DV被害者対応マニュアル」を活用しながら出前講座等を実施するなど、さまざまな機会を通じて、地域での支援者をはじめ関係者にDVを見逃さないための周知を図ります。

| 取組番号 | 取組 | 内容 | 担当部署等 |
|------|--------------|--|--------------------------------------|
| 13 | 地域支援者に対する周知 | 地域において活動している民生委員・児童委員、男女共同参画推進員、人権擁護委員等地域支援者に対して、被害の早期発見に向けDVに関する意識啓発や相談窓口等の情報提供を行います。 | 男女平等・共同参画課、男女平等推進センター、社会福祉課、共創まちづくり課 |
| 14 | 医療関係者に対する周知 | 業務を通じて被害を発見しやすい立場にある医療機関に対し、DVに関する情報提供に努めます。 | 男女平等・共同参画課、男女平等推進センター |
| 15 | 教育・保育関係者への周知 | 子どもを通して被害者を発見する機会のある教育・保育等の関係機関の職員や保護者に対し、DV、デートDVに関する研修会・講演会への参加を働きかけます。 | 男女平等・共同参画課、男女平等推進センター、学校教育課、子ども・子育て課 |

《施策目標7》 高齢者・障がい者・外国人等への支援の充実

高齢者・障がい者・外国人等の方々へは、DVに関する相談機関の情報が届きにくいことで、被害が潜在化するとともに、DV以外の課題を抱えていることもあり、長期化・深刻化することが少なくありません。

被害者にも支援者にも相談窓口の情報が届くよう、英語版・ポルトガル語版などのオレンジ相談カード（男女平等推進センター相談室案内カード）を作成し、市の施設や地域包括支援センター、商業施設に設置しています。

また、高齢者・障がい者・外国人等の方々に関わりのある関係機関が日常の業務や活動の中でDVの未然防止と早期発見の視点を持つとともに、それぞれの立場にたった配慮や支援ができるよう関係機関との連携強化が重要です。その他、男性や性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）からの相談体制についても整備が必要です。



| 取組番号 | 取組 | 内容 | 担当部署等 |
|------|--------------------------------|---|--|
| 16 | 支援情報の提供 | 外国人の状況を考慮して、多言語オレンジ相談カード（男女平等推進センター相談室案内カード）を設置し、外国人へ相談窓口等の周知を図ります。 | 男女平等・共同参画課、男女平等推進センター、高齢介護課、社会福祉課、多文化共生室 |
| 17 | 相談体制の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・窓口職員のDVに関する理解を深め、被害者の発見・相談の充実に努めます。 ・被害者・支援者への相談窓口での情報提供に努めます。 | 男女平等・共同参画課、男女平等推進センター、高齢介護課、社会福祉課、多文化共生室 |
| 18 | 男性や性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）からの相談対応 | <ul style="list-style-type: none"> ・男性や性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）の方に配慮した相談体制を整備します。 ・男性の相談について、相談内容によっては適切な相談機関を案内します。 ・性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）の相談に対応するための相談員の研修機会を確保し、被害者が安心して相談できるよう相談員の資質の向上に努めます。 | 男女平等・共同参画課、男女平等推進センター、共創まちづくり課 |



《施策目標8》 緊急時の安全確保★

男女平等推進センターでは、相談を受けるとともに、一時保護^{※8}や保護命令^{※9}などの安全確保について情報提供を行っています。

被害者の心身の状況や置かれた環境から、必要と認められるときは、関係機関と連携し被害者の立場を考慮しながら、安全に一時保護につなげることや保護命令申立て手続きの支援を行っています。また、一時保護施設や、必要に応じて警察、裁判所など関係機関への同行支援も行っています。

同伴する子どもが心的外傷^{※10}を受けているような場合には、児童相談所、子ども・子育て課、教育委員会、学校等関係機関が連携して子どものケアを行うなどの保護と援助に取り組んでおり、被害者一人ひとりの事情に配慮した対応を円滑に行うことが大切です。

※8 一時保護＝婦人相談所が自ら、または、厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して、緊急に保護が必要な被害者を一時的に保護すること。

※9 保護命令＝DV防止法により、被害者が、配偶者からのさらなる身体及び精神に対する暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、裁判所が被害者からの申立てにより、加害者（事実婚及び生活の本拠を共にする交際相手、元配偶者を含む）に対し発する命令。「接近禁止命令」と「電話等禁止命令」及び「退去命令」がある。再度の申立てが可能である。保護命令に違反した場合の罰則は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金となっている。

1 接近禁止命令

(1) 被害者への接近禁止命令

被害者へのつきまといや被害者の住居・職場等の近くを徘徊することを禁止する命令で、期間は6か月。

(2) 被害者の子又は親族等への接近禁止命令

被害者本人への接近禁止命令の実効性を確保するため、被害者と同居する未成年の子又は親族等の身辺につきまったり、子又は親族等の学校、住居、勤務先等の近くを徘徊したりすることを禁止する命令。被害者の接近禁止命令と併せて発令される。期間は6か月。

2 電話等禁止命令

被害者本人への接近禁止命令の実効性を確保するため、被害者に対する一定の電話・電子メール等を禁止する命令。被害者の接近禁止命令と併せて発令される。期間は6か月。

3 退去命令

被害者と加害者が生活の本拠をともにする場合、加害者にその住居からの退去及び住居の付近の徘徊の禁止を命ずる命令で、期間は2か月。

※10 心的外傷＝ある程度の時間が経過したあと精神障害を引き起こす原因となる心の傷。トラウマともいう。



| 取組番号 | 取組 | 内容 | 担当部署等 |
|------|-------------------|---|--------------------------------------|
| 19 | 被害者の緊急時における一時保護支援 | 警察、富山県女性相談センター、児童相談所等関係機関と連携して一時保護につなげます。 | 男女平等・共同参画課、男女平等推進センター、関係各課 |
| 20 | 緊急避難場所の提供 | 緊急時における安全確保のために、「一時保護」に先行して、緊急に避難を必要とする被害者等を対象に宿泊場所の提供を行います。 | 男女平等・共同参画課、男女平等推進センター |
| 21 | 児童相談所等との連携 | 被害者本人の状態や意向、同伴者の有無などさまざまな状態に対応するため、児童相談所等関係機関と連携し、被害者及び被害者が同伴する子どもの適切な保護と援助を行います。 | 男女平等・共同参画課、男女平等推進センター、子ども・子育て課、学校教育課 |
| 22 | 警察との連携 | 被害者も支援者も安心して相談できるよう、警察等関係機関と連携して男女平等推進センターの安全確保に努めます。 | 男女平等・共同参画課、男女平等推進センター |
| 23 | 保護命令に関する情報提供・支援 | 保護命令について情報提供を行い、被害者が保護命令を申し立てる際は、円滑に手続きができるよう支援します。 | 男女平等・共同参画課、男女平等推進センター |

《施策目標9》 被害者等に関する情報保護

男女平等推進センターでは、住民基本台帳事務における支援措置について、関係課と連携し、被害者に関する情報保護に取り組んでいます。

被害者の住所・居所や被害者を支援している者の氏名など、被害者等に係る情報の保護に十分配慮し、安全に管理していくことが重要です。

| 取組番号 | 取組 | 内容 | 担当部署等 |
|------|---------------|--|--|
| 24 | 住民基本台帳の閲覧等の制限 | 被害者保護のため、支援措置に関する周知が必要であり、支援措置に関係する各課において、被害者に関する情報の共有と情報管理を徹底します。 | 市民課、納税課、社会福祉課、子ども・子育て課、高齢介護課、保険年金課、健康増進課、学校教育課 |
| 25 | 情報管理の徹底 | 支援者の安全確保のため、支援者に関する情報管理を徹底します。 | 男女平等・共同参画課、男女平等推進センター |



基本目標Ⅲ 被害者の自立を支援する体制の強化

本市では、それぞれの関係課において相互に連携しながら、切れ目のない被害者の自立支援に努めています。

被害者が自立して生活しようとする際、複数の課題を同時に抱えていれば、その課題解決にかかわる関係機関等は多岐にわたります。それらの機関が、認識を共有しながら連携を図って被害者の自立を支援する体制づくりをさらに強化していく必要があります。

また、避難後、被害者（家族）だけでの生活に不安がある人もいることから、孤立しないように継続して必要な支援を受けられる体制を整備することも大切です。

《施策目標 10》 被害者に対する適切な情報提供及び支援の充実★

DVが被害者の心身へ与える影響は大きく、加害者の元から避難して新しい生活を始めるに際して、強い不安や負担感を持ち、自身でさまざまな手続きを行うことが難しい場合もあり、きめ細やかな対応が必要です。

被害者が関係課の窓口ごとにDV被害等の事情を説明する負担を軽減するため、相談共通シート及び手続チェックシートの活用や、相談員の同行支援を行ってきました。引き続き、被害者の意思を尊重し自己決定していけるよう、支援を円滑に行うことが求められます。

| 取組番号 | 取組 | 内容 | 担当部署等 |
|------|-----------------------|--|----------------------------|
| 26 | 自立支援策を総合的に支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・DV対策関係課との連携 ・ケース会議への参加 | 男女平等・共同参画課、男女平等推進センター、関係各課 |
| 27 | DV対策関係課との連携強化 ＜再掲＞ | <ul style="list-style-type: none"> ・被害者が何度もDV被害の事情等を説明する負担を軽減するため、関係課共通の「相談共通シート」や、被害者支援を円滑に行うために「手続チェックシート」を活用します。また、改正点や変更点がないか定期的に見直しを行います。 ・「DV対応マニュアル」に基づき、DV被害者への迅速かつ適切な対応を図ります。 | 男女平等・共同参画課、男女平等推進センター、関係各課 |


《施策目標 11》 生活再建に向けた支援

DVから逃れた被害者とその子ども等の自立を支援するためには、まず安全な生活を確保する必要があります。新しい住まい探しを支援し、被害者のニーズに応じた福祉施策や就業に関する情報提供が必要です。

| 取組番号 | 取組 | 内容 | 担当部署等 |
|------|------------------------|--|---------------------------|
| 28 | 住宅の支援 | 被害者の市営住宅入居申込時に、単身での入居許可や空き住居がない場合の待機順番の繰上げといった、入居要件に関する法的緩和措置を実施します。 | 建築政策課 |
| 29 | 生活の支援 | <ul style="list-style-type: none"> 被害者の個々の状況に応じ、必要な経済的支援などの制度内容や手続きをわかりやすく説明します。 被害者の自立に向けて切れ目のない支援ができるよう、関係機関の連携を図り、継続してサービスが利用できるよう、被害者の状況・事情に配慮し、不都合・不利益を被ることがないように対応します。 | 社会福祉課、子ども・子育て課、保険年金課、関係各課 |
| 30 | 民間支援団体による生活支援の情報提供 | 民間支援団体が行っている生活支援の内容や手続きについて被害者に情報提供を行います。 | 男女平等・共同参画課、男女平等推進センター |
| 31 | 就業に関する情報提供 | 被害者の状況に応じて、ハローワークなどにおける就業支援等についての情報提供と助言を行います。 | 男女平等・共同参画課、男女平等推進センター |
| 32 | 母子家庭自立支援給付金の活用による支援 | ひとり親家庭の自立を支援するため、就業に有利な資格取得のための支援として、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金の支給などを行います。 | 子ども・子育て課 |
| 33 | 就業確保のための同伴児の一時預かり事業の充実 | 被害者の就業確保のため、保育を必要とする同伴児を保育所や認定こども園で預かります。 | 子ども・子育て課 |



《施策目標 12》 子どもに対する支援

児童虐待防止法では、DVの環境に子どもを置くことが心理的虐待であるとしています。したがって、子どももDV被害者であるという認識をもって、関係機関が協力・連携しながら、子どもが安心して安定した生活を継続できるよう支援することが必要です。

| 取組番号 | 取組 | 内容 | 担当部署等 |
|------|--------------|--|----------------|
| 34 | 保育、就学等に関する支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・被害者は、経済的基盤が弱い家庭が多いため、幼児が安心して保育を受けることができるように、また、子どもが安心して教育を受けることができるように経済的支援についての相談に適切に対応していきます。 ・児童・生徒及び被害者の安全確保のため、就学手続きに関しては、関係機関との連携を密にして情報交換を行う等、被害者の相談に適切に対応していきます。 | 子ども・子育て課、学校教育課 |
| 35 | 子どもの心のケア | DVのある家庭で育った子どもは、情緒面や行動面で問題を抱えていたり、悩みを誰にも相談できずに一人で抱え込んでいたりすることもあるため、児童相談所・学校・幼稚園・保育所・医療機関など関係機関との連携を密にし、心のケアに努めます。 | 子ども・子育て課、学校教育課 |

《施策目標 13》 心身の健康回復に向けた支援★

DVによる心理的影響は根深く、その回復には時間がかかります。被害者が心身の健康を取り戻し、安心して暮らしていくための支援体制を構築します。

| 取組番号 | 取組 | 内容 | 担当部署等 |
|------|----------------|---|-----------------------|
| 36 | 医療機関への同行支援 | 緊急を要する場合や被害が深刻な場合など、相談員が医療機関まで同行します。 | 男女平等・共同参画課、男女平等推進センター |
| 37 | 被害者への個別カウンセリング | 相談員が被害者に寄り添いながらカウンセリングを実施します。 | 男女平等・共同参画課、男女平等推進センター |
| 38 | 心の回復に向けた講座等の実施 | DVやセルフケア等について理解を深める講座を行います。 | 男女平等・共同参画課、男女平等推進センター |
| 39 | 自助グループの活動支援 | DV被害者同士が集まり、体験や感情を共有し、情報交換をするグループ懇談会を行っている民間の自助グループの活動を支援します。 | 男女平等・共同参画課、男女平等推進センター |
| 40 | 心の健康相談 | 公認心理師や保健師による相談を実施します。 | 社会福祉課、健康増進課 |



基本目標Ⅳ 暴力を許さない高岡ネットワーク

DV問題は、市民の人権や生命に関わる問題であり多くの部署が連携して取り組む必要があることから、本市では、高岡市男女平等推進市民委員会、高岡市男女平等推進庁内連絡会議において、効果的な施策について審議し、DV対策を総合的に推進しています。

また、被害者に寄り添った支援を行っていくため、個別の事案において、円滑な体制をとれるよう、関係機関との緊密な連携・協力体制が必要です。

さらに、被害者の多様なニーズに対応するためには、民間支援団体による支援が重要な役割となっています。DV対策を効果的に進めるためには、民間支援団体と連携して問題解決にあたることが不可欠であり、民間支援団体の活動を支援していくための取り組みが必要です。

市、関係機関そして民間支援団体との連携協力、「暴力を許さない高岡ネットワーク」を強化しながら、暴力を許さない社会づくりを推進していきます。

《施策目標 14》 計画の推進・関係機関の連携協力体制の強化

警察、女性相談センター、児童相談所などDV対策関係機関や民間支援団体との連携や、関係部署で構成する男女平等推進庁内連絡会議において、DV防止や被害者支援について連携を図っています。今後も、相互に協力しながら、被害者の保護や自立支援などを行っていくことが必要です。

| 取組番号 | 取組 | 内容 | 担当部署等 |
|------|-------------------------------|---|----------------------------|
| 4 1 | 計画の進行管理 | ・高岡市男女平等推進市民委員会を開催し、DV防止をはじめとした男女平等参画の推進にかかる施策について調査審議し、対策を進めます。 ・計画の進行管理を行い、毎年度、進捗状況をホームページ等で公表します。 | 男女平等・共同参画課 |
| 4 2 | 高岡市DV対策関係機関連絡会の設置、会議開催 | 関係機関の緊密な連携を図るとともに、被害者支援についての検討や情報交換などを行います。 | 男女平等・共同参画課、男女平等推進センター、関係各課 |
| 4 3 | 県との役割分担・相互協力 | 県と連携しながら、啓発活動や被害者支援に努めます。 | 男女平等・共同参画課、男女平等推進センター、関係各課 |
| 4 4 | 高岡市男女平等推進庁内連絡会議（DV対策関係幹事会）の充実 | 関係課が相互に連携し、相談体制の強化や被害者支援についての協議、情報交換を行います。 | 男女平等・共同参画課、男女平等推進センター、関係各課 |
| 4 5 | 近隣自治体との連携 | 近隣自治体のDV担当者と相談の傾向や対応、支援内容等を情報共有し、市外からの相談に対する円滑な支援のために広域連携を図ります。 | 男女平等・共同参画課、男女平等推進センター |
| 4 6 | 加害者対応のための連携 | DV加害者対応の検討に向け、国・県・市町村・民間支援団体等の動向を注視します。 | 男女平等・共同参画課、男女平等推進センター |



《施策目標 15》 民間支援団体との連携強化、支援★

本市での民間支援団体は、豊富なノウハウやネットワークを活かし、自立のための物資提供・支援金貸付、DV被害者支援講座の開催や自助グループ活動など、行政による支援が届きにくい部分を担っています。民間支援団体は、活動を通じて被害者が抱える問題やニーズを把握しやすい立場にあり、柔軟に対応できることから、市と民間支援団体とが連携・協力し、被害者の多様な状況に応じた支援を推進していくことが重要です。

また、「被害者への物資提供活動」は被害者への支援はもちろん、提供者等にとって、被害者支援の啓発や参加意識につながっています。

| 取組番号 | 取組 | 内容 | 担当部署等 |
|------|---------------|--|-----------------------|
| 47 | 民間支援団体との連携・協力 | <ul style="list-style-type: none"> ・施策の推進にあたっては、被害者支援を目的として活動する民間支援団体との連携により実施するように努めます。 ・「被害者への物資提供活動」について、必要な物資の情報発信の強化に努めます。 ・被害者のためのシェルター等を運営する民間支援団体との連携について検討します。 | 男女平等・共同参画課、男女平等推進センター |
| 48 | 民間支援団体の活動の支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・民間支援団体が主催するDVに関する講演会や学習会等イベントに対し、後援や広報協力など活動を支援します。 ・民間支援団体による自助グループが継続して活動できるように支援するほか、団体のニーズを調査しながら、支援の内容を検討します。 | 男女平等・共同参画課、男女平等推進センター |

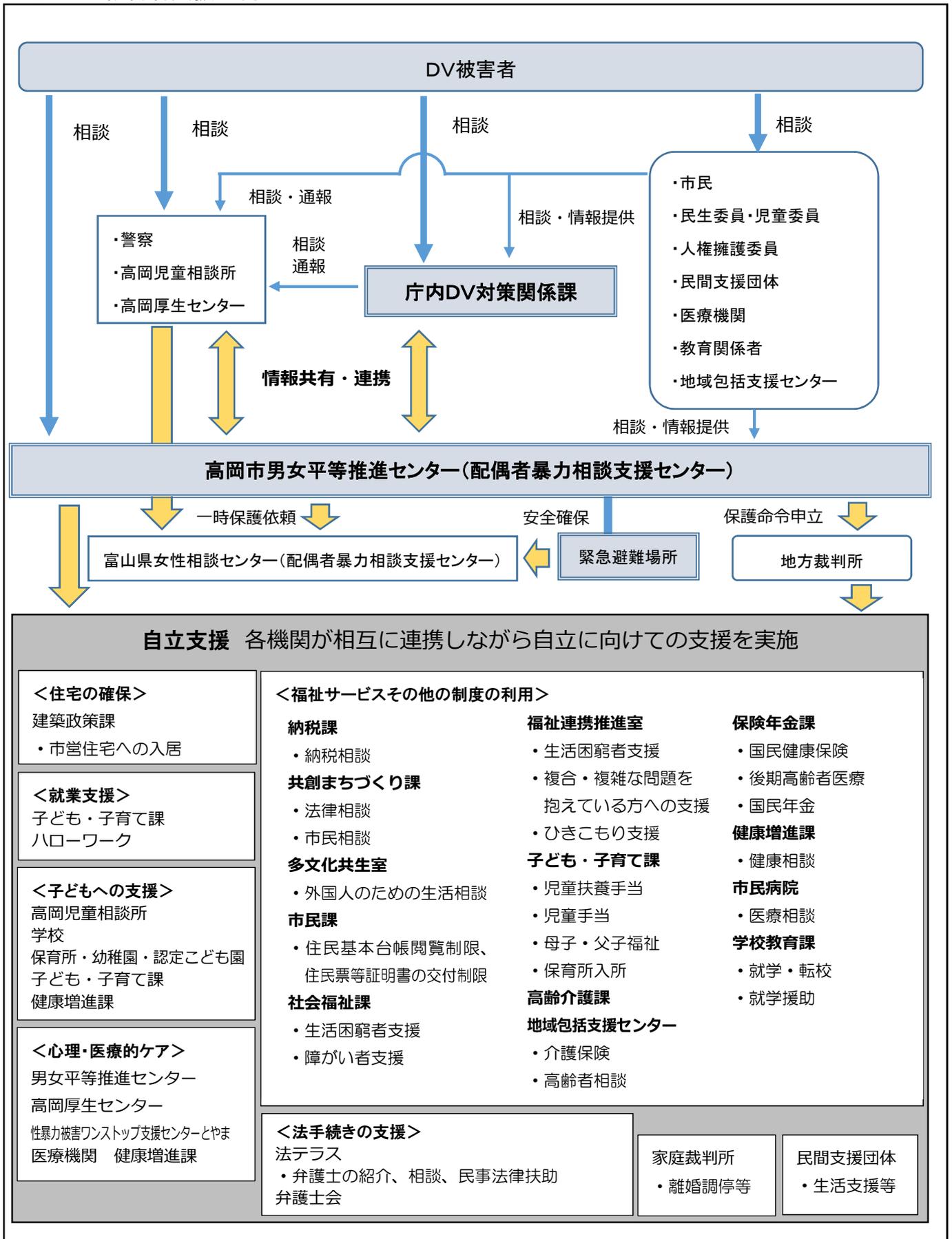
《施策目標 16》 苦情に対する適切な対応

DV相談などの被害者から苦情があった場合は、誠実に受け止め、適切かつ迅速に処理することが重要です。苦情については、関係各課と共有し、必要に応じて今後の職務に活かしていくことが大切です。

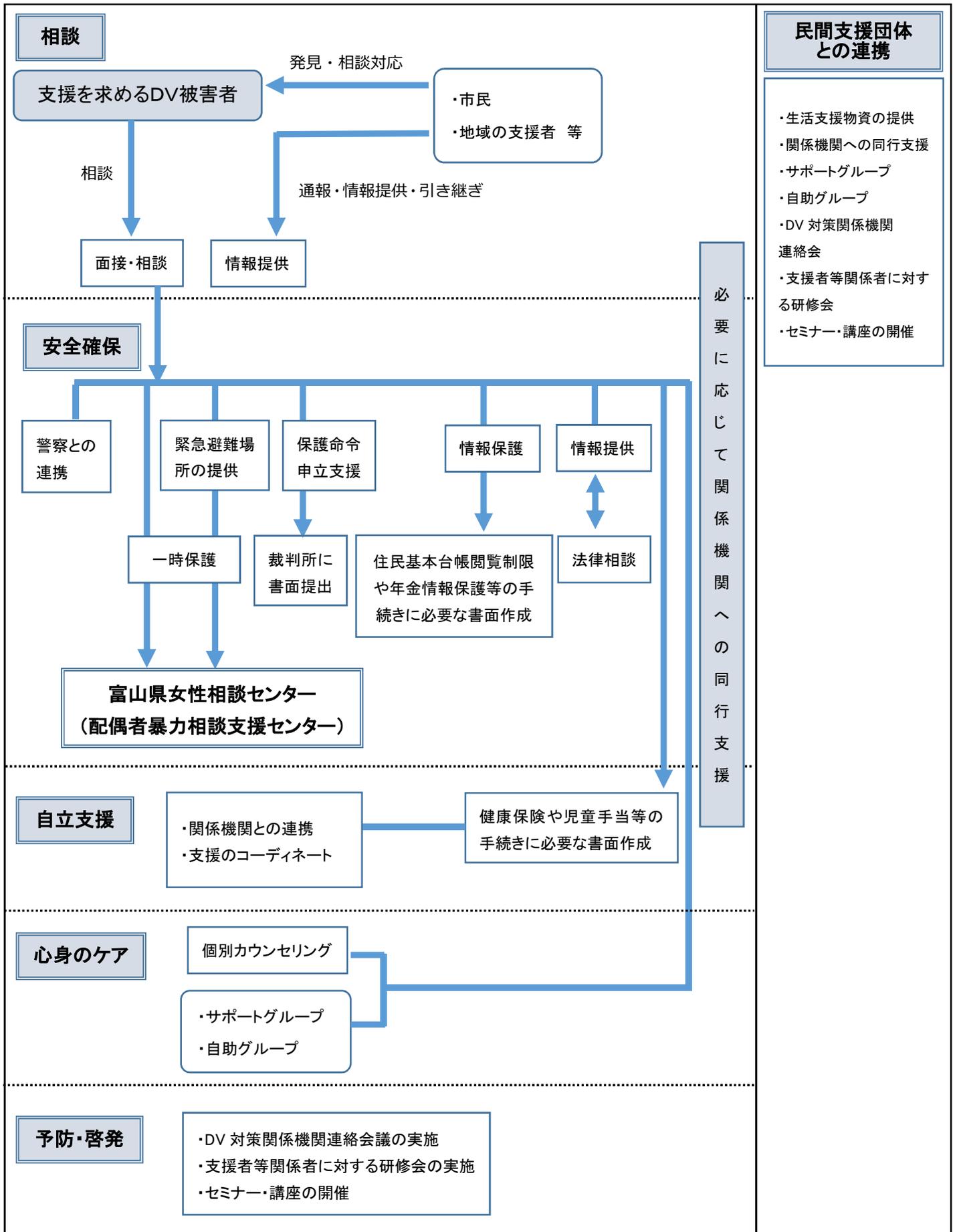
| 取組番号 | 取組 | 内容 | 担当部署等 |
|------|---------------|--|----------------------------|
| 49 | 苦情に対する適切な取り組み | 被害者支援への取り組みに対する苦情に対して、苦情を受けた際には、誠実に受け止め、適切かつ迅速に処理し、必要に応じて関係各課と共有します。 | 男女平等・共同参画課、男女平等推進センター、関係各課 |

參考資料

■ DV被害者支援の流れ（フローチャート）



■ 高岡市男女平等推進センター（配偶者暴力相談支援センター）の機能



- 民間支援団体との連携**
- ・生活支援物資の提供
 - ・関係機関への同行支援
 - ・サポートグループ
 - ・自助グループ
 - ・DV対策関係機関連絡会
 - ・支援者等関係者に対する研修会
 - ・セミナー・講座の開催

■ DV関係機関一覧

◆高岡市関係課

| 名 称 | 電 話 | 備 考 ※は月～金曜日8:30～17:15(祝日及び年末年始は休み) |
|-----------------------------|------------------------------|---|
| 男女平等・共同参画課 男女平等推進センター相談室 | 0766-20-1812 0766-20-1811 | 女性相談、DV等の相談 ※ 月・火・水・金 9:30～16:30 木曜日 14:00～20:00(祝日、第4月曜日、年末年始は休み) (面接相談は予約必要) |
| 納税課 | 0766-20-1277 | 納税相談 ※ |
| 共創まちづくり課 多文化共生室 | 0766-20-1327 0766-20-1236 | 法律相談、一般市民相談 ※ 外国人のための生活相談 ※ 外国人のための生活相談コーナー(市役所1階ロビー) ポルトガル語 月～金曜日 13:00～17:15 中国語 水曜日 14:00～16:00 (祝日及び年末年始は休み) |
| 国際交流センター | 0766-27-1856 | 月～土曜日 10:00～19:00(祝日及び年末年始は休み) |
| 市民課 | 0766-20-1337 | 住民基本台帳閲覧制限 ※ 住民票等証明書の交付制限 ※ |
| 社会福祉課 | 0766-20-1368 0766-20-1369 | 生活保護 ※ 障害者支援、心の健康相談 ※ |
| 子ども・子育て課 | 0766-20-1381 | 児童扶養手当、児童手当、母子・父子福祉 ※ |
| 高齢介護課 | 0766-20-1165 | 介護保険、高齢者相談 ※ |
| 保険年金課 | 0766-20-1357 | 国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金 ※ |
| 健康増進課 | 0766-20-1345 | 健康相談、子育て相談、心の健康相談 ※ |
| 建築政策課 | 0766-20-1403 | 市営住宅への入居 ※ |
| 市民病院 | 0766-23-0204 | 医療相談 ※ |
| 学校教育課 | 0766-20-1449 | 就学・転学(転校)、就学援助 ※ |

◆富山県内の関係機関

| 名 称 | 電 話 | 備 考 |
|--------------------------------|--------------|--|
| 富山県女性相談センター (配偶者暴力相談支援センター) | 076-465-6722 | 来所: 月～金曜日 8:30～17:15(祝日及び年末年始は休み) 電話: 毎日 8:30～22:00 ※来所の前にお電話ください |
| 警察 (女性被害110番) | 0120-72-8730 | 月～金曜日 8:30～17:15(祝日及び年末年始は休み) |
| 高岡警察署 | 0766-23-0110 | |
| 高岡児童相談所 | 0766-21-2124 | 来所: 月～金曜日 8:30～17:15(祝日及び年末年始は休み) 電話: 24時間・365日 |
| 高岡厚生センター | 0766-26-8415 | 月～金曜日 8:30～17:15(祝日及び年末年始は休み) |
| 富山地方務局 (女性の権利ホットライン) | 0570-070-810 | 月～金曜日 8:30～17:15(祝日及び年末年始は休み) |

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)

最終改正：令和元年六月二十六日法律第四十六号

目次

全文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条）

第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）

第四章 保護命令（第十条—第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条—第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警

察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十一年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
 - 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地
(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大いいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。
(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあつた場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあつては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあつては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となつた身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又は

その支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法 の準用）

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|---|---------------|---|
| 第二条 | 被害者 | 被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。） |
| 第六条第一項 | 配偶者又は配偶者であった者 | 同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者 |
| 第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項 | 配偶者 | 第二十八条の二に規定する関係にある相手 |

| | | |
|--------|----------------------|-----------------------|
| 第十条第一項 | 離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合 | 第二十八条の二に規定する関係を解消した場合 |
|--------|----------------------|-----------------------|

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成十六年六月二日法律第六十四号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成十九年七月十一日法律第百十三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十五年七月三日法律第七十二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二十六年四月二十三日法律第二十八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則 (令和元年六月二十六日法律第四十六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する 基本的な方針（概要）

平成25年12月26日
内閣府、国家公安委員会、
法務省、厚生労働省告示第1号

※ 令和2年3月23日 最終改正

第1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

1 基本的な考え方

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。

2 我が国の現状

平成13年4月、法が制定され、基本方針の策定等を内容とする平成16年5月、平成19年7月、平成26年1月の法改正を経て、令和元年6月、児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化を図るため、被害者の保護に当たり、相互に連携協力を図るべき機関として児童相談所を明記する等の改正が行われた。

3 基本方針並びに都道府県基本計画及び市町村基本計画

(1) 基本方針

基本方針は、都道府県基本計画及び市町村基本計画の指針となるべきものである。基本方針の内容についても、法と同様、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者について準用することとする。

(2) 都道府県基本計画及び市町村基本計画

基本計画は、第一線で中心となって施策に取り組む地方公共団体が策定するものである。策定に当たっては、それぞれの都道府県又は市町村の状況を踏まえた計画とするとともに、都道府県と市町村の役割分担についても、基本方針を基に、地域の実情に合った適切な役割分担となるよう、あらかじめ協議することが必要である。被害者の立場に立った切れ目のない支援のため、都道府県については、被害者の支援における中核として、一時保護等の実施、市町村への支援、職務関係者の研修等広域的な施策等、市町村については、身近な行政主体の窓口として、相談窓口の設置、緊急時における安全の確保、地域における継続的な自立支援等が基本的な役割として考えられる。

第2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

1 配偶者暴力相談支援センター

都道府県の支援センターは、都道府県における対策の中核として、処遇の難しい事案への対応や専門的・広域的な対応が求められる業務にも注力することが望ましい。市町村の支援センターは、身近な行政主体における支援の窓口として、その性格に即した基本的な役割について、積極的に取り組むことが望まし

い。また、民間団体と支援センターとが対等な関係性において、必要に応じ、機動的に連携を図りながら対応することが必要である。

2 婦人相談員

婦人相談員は、被害者に関する各般の相談に応じるとともに、その態様に応じた適切な援助を行うことが必要である。

3 配偶者からの暴力の発見者による通報等

(1) 通報

都道府県及び市町村は、被害者を発見した者は、その旨を支援センター又は警察官に通報するよう努めることの周知を図ることが必要である。医師その他の医療関係者等は、被害者を発見した場合には、守秘義務を理由にためらうことなく、支援センター又は警察官に対して通報を行うことが必要である。

(2) 通報等への対応

支援センターにおいて、国民から通報を受けた場合は、通報者に対し、被害者に支援センターの利用に関する情報を教示してもらうよう協力を求めることが必要である。医療関係者から通報を受けた場合は、被害者の意思を踏まえ、当該医療機関に出向く等により状況を把握し、被害者に対して説明や助言を行うことが望ましい。警察において、配偶者からの暴力が行われていると認めた場合は、暴力の制止に当たるとともに、応急の救護を要すると認められる被害者を保護することが必要である。

4 被害者からの相談等

(1) 配偶者暴力相談支援センター

電話による相談があった場合は、その訴えに耳を傾け、適切な助言を行うこと、また、面接相談を行う場合は、その話を十分に聴いた上で、どのような援助を求めているのかを把握し、問題解決に向けて助言を行うことが必要である。

(2) 警察

被害者からの相談において意思決定を支援するなど、被害者の立場に立った適切な対応を行うとともに、相談に係る事案が刑罰法令に抵触すると認められる場合には、被害者の意思を踏まえ捜査を開始するほか、刑事事件として立件が困難であると認められる場合であっても、加害者に対する指導警告を行うなどの措置を講ずることが必要である。被害者から警察本部長等の援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、必要な援助を行うことが必要である。

(3) 人権擁護機関

支援センター、警察等と連携を図りながら、被害者に必要な助言、婦人相談所等一時保護施設への紹介等の援助を行うなど、被害者の保護、救済に努める。

(4) 民間団体との連携

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間団体では、相談業務、同行支援、自立支援など大きな役割を担っている。

5 被害者に対する医学的又は心理学的な援助等

(1) 被害者に対する援助

婦人相談所において、医師、心理判定員等、支援にかかわる職員が連携して被害者に対する医学的又は心理学的な援助を行うことが必要である。また、被害者が、地域での生活を送りながら、身近な場所で相談等の援助を受けられるよう、支援センターは、カウンセリングを行うことや、専門家や民間団体等と連携し、適切な相談機関を紹介するなどの対応を採ることが必要である。

(2) 子どもに対する援助

児童相談所において、医学的又は心理学的な援助を必要とする子どもに対して、精神科医や児童心理司等が連携を図りながら、カウンセリング等を実施することが必要である。また、学校及び教育委員会並びに支援センターは、学校において、スクールカウンセラー等が相談に応じていること等について、適切に情報提供を行うことが必要である。

(3) 医療機関との連携

支援センターは、被害者本人及びその子どもを支援するに当たって、専門医学的な判断や治療を必要とする場合は、医療機関への紹介、あっせんを行うことが必要である。

6 被害者の緊急時における安全の確保及び一時保護等

(1) 緊急時における安全の確保

婦人相談所の一時保護所が離れている等の場合において、緊急に保護を求めてきた被害者を一時保護が行われるまでの間等に適当な場所にかくまう、又は避難場所を提供すること等の緊急時における安全の確保は、身近な行政主体である市町村において、地域における社会資源を活用して積極的に実施されることが望ましい。

(2) 一時保護

一時保護は、配偶者からの暴力を避けるため緊急に保護すること等を目的に行われるものであるから、夜間、休日を問わず、一時保護の要否判断を速やかに行う体制を整えることが必要である。また、それぞれの被害者の状況等を考慮し、被害者にとって最も適当と考えられる一時保護の方法及び施設を選定することが必要である。

(3) 婦人保護施設等

婦人保護施設は、適切な職員を配置し、心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うことが必要である。母子生活支援施設は、適切な職員を配置し、子どもの保育や教育等を含め、母子について心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うとともに、退所後についても相談その他の援助を行うことが必要である。

(4) 広域的な対応

都道府県域を越えて一時保護・施設入所がなされる広域的な対応も増加しており、これら地方公共団体間の広域的な連携を円滑に実施することが必要である。

7 被害者の自立の支援

(1) 関係機関等との連絡調整等

支援センターが中心となって関係機関の協議会等を設置し、関係機関等の相互の連携体制について協議を行うとともに、各機関の担当者が参加して、具体的な事案に即して協議を行う場も継続的に設けることが望ましい。また、手続の一元化や同行支援を行うことにより、被害者の負担の軽減と、手続の円滑化を図ることが望ましい。

(2) 被害者等に係る情報の保護

支援センターは、住民基本台帳の閲覧等に関し、被害者を保護する観点から、加害者からの請求又は申出については閲覧させない等の措置が執られていることについて、情報提供等を行うことが必要である。また、住民基本台帳からの情報に基づき事務の処理を行う関係部局においては、閲覧等の制限の対象となっている被害者について、特に厳重に情報の管理を行うことが必要である。

(3) 生活の支援

福祉事務所及び母子・父子自立支援員においては、法令に基づき被害者の自立支援を行うことが必要である。福祉事務所においては、被害者が相談・申請を行う場所や、生活保護の申請を受けて、扶養義務者に対して扶養の可能性を調査する際の方法や範囲等に関し、被害者の安全確保の観点から適切に配慮することが必要である。

(4) 就業の支援

公共職業安定所や職業訓練施設においては、被害者一人一人の状況に応じたきめ細かな就業支援に積極的に取り組むことが必要である。また、子どものいる被害者については、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談等の活用についても積極的に促すことが必要である。

(5) 住宅の確保

公営住宅の事業主体において、被害者の自立支援のため、公営住宅の優先入居や目的外使用等の制度が一層活用されることが必要である。また、都道府県等においては、身元保証人が得られないことでアパート等の賃借が困難となっている被害者のための身元保証人を確保するための事業の速やかな普及を図ることが望ましい。

(6) 医療保険

婦人相談所等が発行する証明書を持って保険者に申し出ることにより、健康保険における被扶養者又は国民健康保険組合における組合員の世帯に属する者から外れること、また、第三者行為による傷病についても、保険診療による受診が可能であること等の情報提供等を行うことが必要である。

(7) 年金

被害者が年金事務所において手続をとることにより、国民年金原簿等に記載されている住所等が知られることのないよう、秘密の保持に配慮した取扱いが行われること等について、情報提供等を行うことが必要である。

(8) 子どもの就学・保育等

支援センターは、被害者等の安全の確保を図りつつ、子どもの教育を受ける権利が保障されるよう、教育委員会、学校と連絡をとるとともに、被害者に対し、必要な情報提供を行うことが必要である。国においては、市町村に対し、保育所への入所については、母子家庭等の子どもについて、保育所入所の必要性が高いものとして優先的に取り扱う特別の配慮を引き続き求めるよう努める。また、支援センターにおいては、住民基本台帳への記録がなされていない場合であっても、予防接種や健診が受けられることについて、情報提供等を行うことが必要である。

(9) その他配偶者暴力相談支援センターの取組

離婚調停手続等について各種の法律相談窓口を紹介するなど、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずることが望ましい。資力の乏しい被害者が無料法律相談等民事法律扶助制度を利用しやすくするため、日本司法支援センターに関する情報の提供を行うことが望ましい。また、住民基本台帳への記録がなされていない場合の介護給付等の扱いについて情報提供を行うことが必要である。

8 保護命令制度の利用等

(1) 保護命令制度の利用

被害者が保護命令の申立てを希望する場合には、申立先の裁判所や申立書等の記入方法等についての助言を行うとともに、保護命令の手続の中で、申立書や添付した証拠書類の写し等が裁判所から相手方に送付されること、緊急に保護命令を発令しなければ被害者の保護ができない場合において、暴力等の事実など保護命令の発令要件の証明が可能なときは、裁判所に対し、審尋等の期日を経ずに発令するようにその事情を申し出ることができること等について、被害者に対し説明することが必要である。

(2) 保護命令の通知を受けた場合の対応

ア 警察

速やかに被害者と連絡を取り、被害者の意向を確認した上で被害者の住所又は居所を訪問するなどして、緊急時の迅速な通報等について教示することが必要である。また、加害者に対しても、保護命令の趣旨及び保護命令違反が罪に当たることを認識させ、保護命令が確実に遵守されるよう指導警告等を行うことが必要である。

イ 配偶者暴力相談支援センター

速やかに被害者と連絡を取り、安全の確保や、親族等への接近禁止命令が出された場合には、当該親族等へその旨連絡すること等、保護命令発令後の留意事項について情報提供を行うことが必要である。また、警察と連携を図って被害者の安全の確保に努めることが必要である。

9 関係機関の連携協力等

(1) 連携協力の方法

被害者の支援のためには、関係機関が共通認識を持ち、日々の相談、一時保護、自立支援等様々な段階において、緊密に連携しつつ取り組むことが必要である。

(2) 関係機関による協議会等

関係部局や機関の長により構成される代表者会議、被害者の支援に直接携わる者により構成される実務者会議、実際の個別の事案に対応する個別ケース検討会議等、重層的な構成にすることが望ましい。参加機関としては、都道府県又は市町村の関係機関はもとより、関係する行政機関、民間団体等について、地域の実情に応じ、参加を検討することが望ましい。

(3) 関連する地域ネットワークの活用

関連の深い分野における既存のネットワークとの連携や統合により、関連施策との連携協力を効果的かつ効率的に進めることについても、検討することが望ましい。

(4) 広域的な連携

市町村又は都道府県の枠を越えた関係機関の広域的な連携が必要になる場合も考えられることから、あらかじめ、近隣の地方公共団体と連携について検討しておくことが望ましい。

(5) 連携協力の実効性の向上

配偶者からの暴力対応と児童虐待対応の関係機関の連携協力については、研修の拡充等により、配偶者からの暴力及び児童虐待の特性並びに連携の在り方等に係る理解促進を図り、その実効性を向上させることが必要である。

10 職務関係者による配慮・研修及び啓発

(1) 職務関係者による配慮

職務関係者は、配偶者からの暴力の特性等を十分理解した上で、被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。特に被害者と直接接する場合は、被害者に更なる被害（二次的被害）が生じることのないよう配慮することが必要である。職務を行う際は、被害者等に係る情報の保護に十分配慮することが必要である。また、被害者には、外国人や障害者である者等も当然含まれていること等に十分留意しつつ、それらの被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。

(2) 職務関係者に対する研修及び啓発

研修及び啓発の実施に当たっては、配偶者からの暴力の特性や被害者の立場を十分に理解した上での対応が徹底されるよう配慮することが必要である。特に、被害者と直接接する立場の者に対する研修及び啓発においては、二次的被害の防止の観点が必要である。

11 苦情の適切かつ迅速な処理

関係機関においては、申し出られた苦情について、誠実に受け止め、適切かつ迅速に処理し、必要に応じ、職務の執行の改善に反映するとともに、可能な限り処理結果について申立人に対する説明責任を果たすことが望ましい。

12 教育啓発

(1) 啓発の実施方法と留意事項

啓発の実施に際しては、関係機関が連携協力して取り組むことが効果的だと考えられる。啓発を通じて、地域住民に対して、配偶者からの暴力に関する確な理解と協力が得られるよう努めることが必要である。

(2) 若年層への教育啓発

配偶者からの暴力の防止に資するよう、学校・家庭・地域において、人権尊重の意識を高める教育啓発や男女平等の理念に基づく教育等を促進することが必要である。

13 調査研究の推進等

(1) 調査研究の推進

国においては、加害者の更生のための指導の方法に関する調査研究について、いかに被害者の安全を高めるか等をその目的とするよう留意して、配偶者からの暴力に関する加害者に対する指導等の実施に向け、地域社会内における加害者更生プログラムを含む加害者対応と連動させた包括的な被害者支援体制の構築についての検討に努める。また、被害者の心身の健康を回復させるための方法等について、配偶者からの暴力の被害の実態把握や被害者の自立支援に寄与するため、調査研究の推進に努める。

(2) 人材の育成等

関係機関は、被害者の支援に係る人材の育成及び資質の向上について、職務関係者に対する研修等を通じ、十分配慮することが必要である。

14 民間の団体に対する援助等

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るためには、国、都道府県及び市町村と、民間団体等とが対等な立場で緊密に連携を図りながら、より効果的な施策の実施を図っていくことが必要である。どのような連携を行うかは、それぞれの地域の実情と民間団体等の実態等を踏まえ、それぞれの都道府県又は市町村において判断することが望ましい。

第3 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

1 基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価

国及び地方公共団体における施策の実施状況等を把握するとともに、基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価を適宜行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 基本計画の策定・見直しに係る指針

(1) 基本計画の策定

基本計画の策定に際しては、その地域における配偶者からの暴力をめぐる状況や施策の実施状況を把握することが必要である。策定に当たっては、基本方針に掲げた各項目の関係部局が連携して取り組むことが望ましい。また、被害者の支援に取り組む民間団体等広く関係者の意見を聴取することが望ましい。

(2) 基本計画の見直し等

基本計画については、基本方針の見直しに合わせて見直すことが必要である。なお、計画期間内であっても、新たに基本計画に盛り込むべき事項が生じるなどの場合は、必要に応じ、基本計画を見直すことが望ましい。

■ 計画策定までの経緯

| 時 期 | 経過等 | 検討内容等 |
|--------------------|------------------------------------|---|
| 令和3年5月28日 | 第1回男女平等推進庁内連絡会議 | <ul style="list-style-type: none"> ・計画の策定について ・スケジュールについて |
| 6月3日 | 第1回男女平等推進市民委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・計画策定の諮問 |
| 11月10日 | 男女平等推進庁内連絡会議幹事会 計画担当幹事への文書による照会 | <ul style="list-style-type: none"> ・中間報告案について |
| 11月12日 | 第1回DV対策基本計画策定部会 | <ul style="list-style-type: none"> ・中間報告案について |
| 11月17日 | 今後のDV被害者支援検討懇談会 | <ul style="list-style-type: none"> ・DV被害者支援について |
| 11月22日 | 第2回男女平等推進庁内連絡会議 | <ul style="list-style-type: none"> ・中間報告案について |
| 12月2日 | 第2回男女平等推進市民委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・中間報告案について |
| 12月6日～ 令和4年1月6日 | 中間報告に対する意見募集の実施 (32日間) | <ul style="list-style-type: none"> ・意見応募件数10件 (個人5名) |
| 2月1日 | 第2回DV対策基本計画策定部会 | <ul style="list-style-type: none"> ・中間報告に対する意見募集結果及び対応案について ・最終答申案について |
| 2月2日 | 男女平等推進庁内連絡会議幹事会 計画担当幹事への文書による照会 | <ul style="list-style-type: none"> ・最終答申案について |
| 2月21日 | 第3回男女平等推進市民委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・中間報告に対する意見募集結果及び対応案について ・最終答申案について ・委員会より「高岡市DV対策基本計画（高岡市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画）（第3次）」を市長へ答申 |

■ 高岡市男女平等推進市民委員会委員名簿

令和2年2月28日～令和4年2月27日
(五十音順、敬称略)

| | 氏名 | 所属及び団体名 | DV対策基本 計画部会委員○ |
|-----|--|--------------------|-------------------|
| 会長 | 大工原 ちなみ | 富山大学 | |
| 副会長 | 大坂 昭輔 | 高岡市連合自治会 | |
| 委員 | 青木 美保子 | E ネット | ○ |
| | 荒木 茂子 | 高岡市農業協同組合 | |
| | 石王丸 敦司 (R2.4～) 吉田 明美 (～R2.3) | 富山県男女共同参画推進員高岡連絡会 | |
| | 上田 真也 (R4.1～) 大坪 洋輔 (R3.1～R3.12) 花田 将司 (～R2.12) | 高岡青年会議所 | ○ |
| | 大平 泰子 | 富山国際大学 | ○ (部会長) |
| | 金作 大輔 (R3.11～) 長谷川 章悟 (R2.11～R3.11) 折戸 俊明 (～R2.11) | 連合富山高岡地域協議会 | |
| | 川渕 郁子 (R3.1～) 小泉 弘子 (～R3.1) | 地域女性ネット高岡 | |
| | 北嶋 秀也 | 高岡人権擁護委員協議会高岡地区連絡会 | ○ |
| | 杉本 一 | 高岡市PTA連絡協議会 | |
| | 塚田 高史 | 公募 | |
| | 鳥内 禎久 (R3.4～) 中村 一成 (R2.4～R3.3) 堀 勉 (～R2.3) | 高岡市小学校長会 | |
| | 野口 教子 | 高岡法科大学 | |
| | 埜田 悦子 | 公募 | |
| | 沙魚川 万紀子 | 高岡DV被害者自立支援基金パサパ | ○ (副部会長) |
| | 松嶋 浩二 | 高岡商工会議所 | |
| | 吉川 重治 | 高岡市社会福祉協議会 | |

計 18名 (DV対策基本計画部会 5名)



高岡市

市民生活部 男女平等・共同参画課

〒933-0023 高岡市末広町 1-7 ウイング・ウイング高岡 6 階

TEL 0766-20-1812 FAX 0766-20-1815

メールアドレス gender@city.takaoka.lg.jp

男女平等・共同参画課ホームページ

<http://www.city.takaoka.toyama.jp/kurashi/kyodosankaku/index.html>

男女平等推進センターホームページ

<http://www.city.takaoka.toyama.jp/gec/kurashi/kyodosankaku/center/index.html>
